

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答書

陳情項目	所管課	回答
【１】自治体ＤＸ推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。		
① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。	企画政策課	標準化法、実施手順書等に基づき、標準仕様書に準拠した標準準拠システムの円滑な移行を進めます。なお、標準準拠システムの対象外である町独自施策である福祉医療、扶助費等のシステムについては、現状を維持したシステム構成のままとして運用します。
② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。	企画政策課	マイナポータル等の電子申請も普及しているが、更なる住民窓口サービスの向上を図るため、発券機を導入するとともにスマート窓口（書かない、待たない窓口等）のシステム構築を目指します。デジタルに不慣れな住民もいますので、引続き従来の窓口にて申請する仕組みは継続するとともに書かない窓口を推進して参ります。その中でデジタルデバイド対策として、スマートフォン等の操作研修会等の開催を検討していきます。
【２】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。		
1 安心できる介護保障		
★(1) 介護保険料・利用料など		
① 介護保険の第９期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第１段階・第２段階は免除してください。	福祉課	令和９年度からの第１０期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、国の通知等に従い推計人口から給付見込みを踏まえ介護保険料を算定します。その際、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定するとともに、第９期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と同様に、国の低所得者保険料軽減強化策を適用して第１、第２、第３段階を定めることを想定しています。
② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	福祉課	高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みである介護保険制度を維持するため、国の通知及び近隣市の状況等に従い、現行の減免制度を適用し配慮し

		ていきます。
③ 介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みである介護保険制度を維持するため、国の通知等に従い、現行の減免制度を適用し配慮していきます。
④ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大していますが、近隣市町の状況も参考にして引き続き検討していきます。
⑤ 介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食費、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。	福祉課	在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から負担能力に応じた負担となるものです。現行制度を引き続き適用していくとともに国の動向を注視していきます。
(2) 介護保険サービス		
① 要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。	福祉課	国の基準に準じて対応していますが、本町では、介護予防ケアマネジメントの結果、現行相当サービスが必要な方に対して一律に利用期間を区切る等の対応はしていません。今後も、必要な人に必要なサービスが提供できるようにしていきます。 報酬単価につきましては、国の動向を注視していきます。
② 福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	福祉課	福祉用具貸与の対象品目は、国の基準に準じて対応しています。現行制度を引き続き適用していくとともに国の動向を注視していきます。
★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備		
① 介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。	福祉課	介護報酬については、国基準にて対応しています。財政支援は国及び近隣の動向を注視していきます。
② 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	福祉課	町内に住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えてきており、特別養護老人ホームの待機者数も以前ほど多くないと把握しています。また、令和5年4月に地域密着型 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)が1施設が整備され、認知症の人へのサービスも充実してきました。また、介護老人保健施設100床について、第9期中に着工し、第10期中の開設を目指しています。
③ 要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください	福祉課	特例入所については、ケアマネへの周知等を行っています。今後も、必要に応じて、対応させていただきます。

い。		
★(4) 介護人材確保		
① 介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	福祉課	介護従事者処遇改善などは、国制度にて対応していきます。また、制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。制度が充実するよう国及び近隣の動向を注視していきます。
② 一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	福祉課	夜勤の複数体制に関する人員配置基準の見直しについては、機会があれば国に要望するとともに、財政支援は国及び近隣の動向を注視していきます。
③ 8時間以上の長時間労働を是正してください。	福祉課	夜勤体制の実態については、必要に応じて把握しています。機会があれば国に要望するとともに、財政支援は国及び近隣の動向を注視していきます。
④ 夜勤体制についての実態調査を実施してください。	福祉課	夜勤体制についての実態把握については、事業所の運営指導の際等に行っています。今後も、国の動向を注視しながら行っています。
(5) 高齢者福祉施策の充実		
★① 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	福祉課	補聴器購入助成制度につきましては、令和7年1月より実施しております。また、無料検診事業については、他市町村の動向を注視していきます。
② サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。	福祉課	「ふれあい・いきいきサロン」「認知症カフェ」を社会福祉協議会及び地域包括支援センターに委託し、助成金や委託料を支払っています。また、住民主体の運動グループ「お達者体操」は、健康運動指導士の派遣、体力測定の実施に必要な委託料を町が委託事業者へ支払っています。
★③ 買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。	福祉課	在宅高齢者外出支援として、タクシー利用助成事業を行っています。
(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実		
★① 「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	福祉課	愛知県認知症施策推進計画や近隣市の動向を踏まえて検討していきます。
② 認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	福祉課	認知症高齢者等個人賠償責任保険は、対象となる希望者について、保険料を無料で実施しています。

③ 認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	福祉課	近隣市の動向や医師会の情報収集に努めていきます。
★(7) 障害者控除の認定		
① 介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	福祉課	障害者控除とするか否かは税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従い判断し対象としています。今後も税務当局の基準に従い認定書を発行します。
2 国保の改善		
★(1) 保険料（税）の引き下げ		
① 保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。	保険医療課	国県の方針に基づく保険料税の県統一化及び国民健康保険特別会計の健全化に向けて令和8年度から段階的に引き上げていくことを検討してまいります。将来にわたり幸田町国民健康保険制度を持続可能なものとするに努めてまいります。
② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。	保険医療課	財政調整基金については、令和8年度当初予算編成において不足する状況にあると見込んでいます。
★(2) 保険料（税）の減免制度		
① 低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	保険医療課	国県の方針に基づき保険料税の県下統一化に向けていくこととされていますので町単独での新たな減免制度の創設は困難であると考えています。
② 18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	保険医療課	国県の方針に基づき保険料税の県下統一化に向けていくこととされていますので町単独での新たな減免制度の創設は困難であると考えています。
③ 収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。	保険医療課	減免制度については、所得等一定の要件を満たす場合、減額の制度を設けております。（幸田町国民健康保険税条例第23条第1項第1号）
★(3) 保険料（税）滞納者への対応		
① 保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。	保険医療課	国県の動向を注視しつつ適切な滞納整理事務に努めてまいります。
② 保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	保険医療課	滞納状況及び個々の生活実態を把握して適切に対応します。

③ 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	保険医療課	差押えについては、法令を遵守してまいります。
(4) 傷病手当金・出産手当金		
① 傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	保険医療課	傷病手当金及び出産手当金制度の創設には国の財政支援が必要であると考えます。
(5) 一部負担金の減免制度		
① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	保険医療課	一部負担金の減免制度は、現行制度を継続します。
② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	保険医療課	周知につきましては、町ホームページに掲載しています。
★(6) 資格確認書の発行		
① 国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。	保険医療課	国の制度に則り、2024年12月2日以降にマイナ保険証をお持ちの方以外の被保険者には、申請無しで資格確認書を交付します。
3 生活保護・生活困窮者支援		
(1) 生活保護制度		
★① 物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
★③ 「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
④ 住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居	福祉課	生活困窮者の相談については町福祉課職員と愛知県生活困窮者相談員が相談を受け、保護基準に該当する場合について西三河福祉相談センターのケースワ

宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。		カーに繋げています。
⑤ 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑥ 扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑦ 車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
★⑧ ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑨ 女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑩ ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
⑪ 就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
(2) 生活困窮者支援		
① 自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。	福祉課	自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体となりますので、町の直営での実施予定はありませんが、困窮相談の対応については、自立相談支援機関及び庁内の関係部署との速やかな連携に努めています。
② 任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
③ 食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。

④ 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
4 福祉医療制度		
★① 福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	保険医療課	本町の福祉医療制度については、子ども医療費助成制度は、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、令和2年9月からは入院医療費について高校生世代まで対象拡大し、令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大しました。精神障害者・後期高齢者福祉医療においても、県制度を上回る医療費助成を実施しています。ひとり親家庭等については県制度に基づく助成を行っていますが、現在のところ、これ以上の拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。
★② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	保険医療課	本町の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、令和2年9月からは入院医療費についてのみ高校生世代まで対象拡大しました。令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大しました。県制度を上回る医療費助成を実施しておりますが、入院時食事療養の標準負担額については、現在のところ助成対象とすることは考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。
★③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病(入・通院)の医療費助成を実施しています。また、自立支援医療(精神通院)対象者については、指定医療機関の通院医療費自己負担額(1割)と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1の助成を実施しています。現在のところ、制度存続に努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。
④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	保険医療課	本町の後期高齢者福祉医療費給付制度については、精神障害者医療における自立支援の通院の全額及び入院の1/2、また非課税世帯の一人暮らしの高齢者について町独自で補助するなど、県制度を上回る医療費助成を実施しておりますが、住民税非課税世帯の対象は一人暮らしの高齢者には適用しており、これ以上の拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら注視していきます。
★⑤ 妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	保険医療課	愛知県内においては東海市、東浦町、南知多町、武豊町、設楽町、美浜町などが行っており、制度については理解しています。県内の拡大状況を踏まえ、注視

		していきます。
5 子どもの権利保障		
(1) 子どもの権利を守る施策の推進		
① 教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	福祉課	愛知県の福祉事務所である西三河福祉相談センターが主体となって、生活保護世帯、生活困窮世帯の小中学生を対象に学習支援、居場所づくりを既に実施しています。 子ども食堂には、「幸田町子ども食堂・未来応援事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付し、運営体制の強化を図っています。さらに令和7年度からは、幸田町社会福祉協議会が「地域の居場所づくり事業」を開始し、地域団体の継続的な活動を金銭面で支援しています。
② こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。	こども課 健康課	令和8年4月にこども家庭センターを設置予定であり、関係部署と体制等について調整し、連携を図りながら準備を進めています。職員体制については、専任体制で、正規職員の専門職（有資格者）を拡充し、体制の強化を図る予定です。
(2) 就学援助制度の拡充		
① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	学校教育課	現在の基準は、生活保護基準額のおよそ1.5倍以下となっています。
② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	学校教育課	クラブ活動費については、部活動や学年によって金額が異なりますが、支給しております。 オンライン学習費については、令和4年度より、持ち帰り学習があった月は、月額1,000円で支給しています。 卒業記念品（卒業アルバム）につきましては、事前に購入希望のアンケートを取った上で、引き続き保護者負担で御理解願います。
③ 申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	学校教育課	就学援助については、学校及び幸田町教育委員会学校教育課のどちらでも申請は可能です。また、制度概要については、広報こうた幸田町のホームページやチラシ等で制度の周知をしています。
★(3) 子どもの給食費の無償化		
① 小中学校の給食費を無償にしてください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。

		経済的な理由で児童生徒の就学が困難である家庭に対しては、給食費が全額補助される就学援助制度の利用を促しています。 今年度の食材料費の高騰分については、公費による対応をしていきます。 無償化については、国の動向を見定めながら、検討していきます。
② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	こども課	給食費については、令和5年度から公立保育所の主食代400円を無償とし、私立の教育・保育施設等には同額の月400円を補助しています。副食費も含めた無償化については、近隣の動向を注視していきます。
★(4) 子どもの権利を保障する保育の質の向上		
① 保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。	こども課	すべての区分において、公私ともに国の改正基準を既に満たしており、今後も継続していきます。なお、町独自基準として1歳児は4.5対1としております。国が新たに加算措置した1歳児5対1については、国の制度や私立施設からの申請内容に応じて処遇改善を図っていきます。
② 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。	こども課	児童に対し良質な保育の維持に努めます。育休退園については、段階的に緩和できるか検討していきます。
③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。	こども課	各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めていきます。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置するよう努めていきます。
④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。	こども課	乳児等通園支援事業は、令和8年4月から町立の菱池子育て支援センターで実施予定です。国の示す基準や安全管理体制に準拠するよう、必要な改修や環境整備、職員配置に努めていきます。 今後の事業拡大については、需要の動向を注視していきます。
6 障害者・児施策		
① 自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。	福祉課	「幸田町心身障害者扶助費支給要綱」に基づき対象者に支給しています。手当額については、近隣市の動向を注視していきます。

★② どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。	福祉課	施設整備の拡充につきましては、指定審査等を行う愛知県や町内のグループホームへ機会があるごとに働きかけていきます。運営費や家賃補助については、近隣市の動向を注視していきます。
③ 夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。	福祉課	職員体制に関する補助は、近隣市町の動向を注視していきます。 また、医療的ケアについては、本町では幸田町医療的ケア児在宅支援事業により、医療的ケアが必要な在宅の児童に対し看護師を派遣し、地域でも医療的ケアを受けながら安心して暮らせるよう支援しています。
④ 居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。	福祉課	計画相談支援事業所等を通して利用者の希望時間を確認し、障害福祉サービスの支給を行っています。報酬単価については、近隣市町の動向を注視していきます。
⑤ 障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。	福祉課	障害福祉サービスの利用料や給食費の負担及び利用料徴収対象の収入要件については、国の制度に定められており、それに準じて対応しています。制度の改正改善につきましては機会あるごとに国や県などに働きかけていきます。
★⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	福祉課	障害福祉サービスの打ち切り、障害福祉サービスの支給時間の削除は行っておりません。引き続き適切な実施に心がけます。
★⑦ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。	福祉課	虐待に対する取組みについては、主に虐待防止センターと連携して対応しています。また、虐待予防研修など、町内の事業所や相談員にも周知し、町全体としてのレベルアップを図っております。 虐待通報があった場合には、早期に関係者でコアメンバー会議を開催し、ケースに応じて虐待防止センターと一緒に訪問し対応しています。引き続き適切な対応をしていきます。
7 予防接種		
★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	健康課	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 1回目の任意予防接種は、平成30年6月から接種助成(自己負担額 4,300円)を行っています。 インフルエンザの任意予防接種は、令和4年10月から中学3年生と高校3年生の年齢に相当する方を対象に、接種助成を行っています。 带状疱疹のワクチンは、令和5年7月から、接種日時点で50歳以上の方を対象に、接種助成を行っています。

		おたふくかぜワクチン（2 回目）の助成は、令和 6 年 5 月から接種助成（自己負担額 4,300 円）を行っています。 障害者のインフルエンザワクチン、RS ウイルスワクチン、男性を対象とした HPV ワクチンについては、近隣の状況を見て検討します。
★② 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	健康課	高齢者用肺炎球菌について、現在、自己負担金は 2,000 円としており、生活保護世帯・町民税非課税世帯に属する方は免除としております。本町での自己負担金は県内でも低額であるため変更の予定はありません。 带状疱疹については、近隣の状況を見て検討します。 任意予防接種は、定期接種で接種できなかった方の救済措置として特例的に実施し、令和元年度でその役割を終えたものと認識しております。2 回目の接種事業対象可否については、近隣の状況を見て検討します。
8 健診・検診		
★① 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	健康課	平成 31 年 4 月から産婦健診を開始し、令和 6 年 4 月から回数を 2 回に拡大し、実施しています。
★② 5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。	健康課	5 歳児健診実施に向け、医師等の人材の確保や健診の実施形態、内容等を関係機関と検討・調整していきます。
③ 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	健康課	本町では、妊娠中と産後 1 年以内に各 1 回、公費で受診できます。
④ 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	健康課	歯科衛生士については、現行業務を執行する中、人員増に関しては、担当できる業務が幅広い保健師の増員を優先したいと考えますが、歯科事業の充実を図る中では検討すべき事案と考えます。
9 地域の保健・医療		
① 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。	健康課	地域医療構想に基づく病床数調整は、県が行っています。医療圏として必要な病床は、岡崎市及び医師会とともに、必要に応じて検討し、要望していきます。
② 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。	健康課	医師、看護師等医療従事者の確保は、地域医療を支える上で重要事項であると認識しています。町内医療機関において、医療従事者不足等の状況は明確ではないため、まずは、医師会等の協力を得ながら、現況を把握に努めていきます。
③ 保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。	健康課	産休育休取得者の補充や事業開始・拡大に伴う人員について、今後も適切な職員の配置を要望していきます。

【3】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書を提出してください。

1 国に対する意見書

① 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	保険医療課	現在のところ、意見書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視していきます。
② マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	保険医療課	現在のところ、意見書の提出は考えていません。国の制度に従い対応していきます。
③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	福祉課	介護保険への国庫負担金の増額については、町村会を通じて機会があれば国に要望していきます。
④ 介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	福祉課	労働者の安定雇用のための処遇改善については国の責任において対応すべき問題と認識を持っていますので、機会があれば国に要望していきます。財政支援は、国及び近隣の動向を注視していきます。
⑤ 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。	福祉課	令和7年1月より高齢者の補聴器の購入費補助を開始しています。
⑥ 18歳までの医療費無料制度を創設してください。	保険医療課	令和2年9月からは入院医療費について高校生世代まで対象拡大し、令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大しました。県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き国の動向を注視していきます。
⑦ 小中学校の給食費を無償にしてください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。 経済的な理由で児童生徒の就学が困難である家庭に対しては、給食費が全額補助される就学援助制度の利用を促しています。 今年度の食材料費の高騰分については、公費による対応をしていきます。 無償化については、国の動向を見定めながら、検討していきます。
⑧ 障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。	福祉課	現在のところ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き国の動向を注視していきます。

⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。	保険医療課 福祉課 こども課	国や近隣市の動向を注視していきます。また、職員処遇については、国の基準にて対応していきます。
2 愛知県に対する意見書		
① 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	保険医療課	愛知県独自の支援について、現在のところ意見書の提出は考えていません。引き続き国及び近隣市の動向を注視していきます。
② 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。	福祉課	本町では、令和7年1月より高齢者の補聴器の購入費補助を開始しています。愛知県独自の支援について、現在のところ要望書の提出は考えていません。引き続き国及び近隣市の動向を注視していきます。
③ 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	保険医療課	令和2年9月からは入院医療費について高校生世代まで現金給付にて助成拡大し、令和5年1月からは通院医療費について高校生世代まで対象拡大しました。県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書を提出する予定はありません。
④ 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	学校教育課	学校給食費の無償化については、国の動向を注視しながら、県への要望を検討していきます。
⑤ 地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。	健康課	本町では、該当する医療機関はありません。今後は、県に対し感染症病床の増床確保について、必要に応じて要望を検討します。
⑥ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。	福祉課	国及び近隣市の動向を注視し、必要に応じて要望を検討します。